

総論

満点	40点	目標得点	32点	試験時間	60分	偏差値	73
大問数	4	小問数	42				
【解答形式】		選択式	21/42問	記述式	18/42問	論述式	3/42問
【問題難易度】		C	3/42問	B	17/42問	A	22/42問
※問題難易度：C難問、B合否を分ける問題、A正答すべき問題、を示す							

Topics

- 1：問題数は昨年より減少。論述問題も減少。政治分野の大問1題と経済分野の大問3題からなり、昨年と比べて政治分野と経済分野の比重が逆転した。
- 2：教科書レベルの基本的事項を問う問題が増え、昨年と比べ問題は易化した。
- 3：論理的思考力を要求する問題が他学部と比べて多く出題されている。

こんな力が求められる！

法学部の政経の問題は昨年と比べ易化している。易化している分、合格者平均点も昨年より高くなっていると予測され、教科書レベルの基本的知識を問う問題での失点は命取りになる。

法学部の問題の特徴は、論理的思考力が他学部と比べて強く要求される点にある。これは、将来的に法曹界で活躍する人材を育成するという法学部に課せられた使命に基づくものであると考えられる。具体的には法科大学院（ロースクール）の適性試験で要求される能力であり、この試験と似た形態の問題が大問Ⅲで出題されている。さらに、大問Ⅲに限らず、他の選択肢問題でも論理的思考力がないと正解を導くことができないようになっている。

論理的思考力は容易に短期間では身につかない。日頃から、文章を読むときや会話を行なう際に常に論理的な解釈や話の展開を意識することが重要である。例えば、新聞を読む際には、書かれているできごとがどのような原因で生じて、どのような経過を経て、そのような結果になったのかということを頭の中で整理しながら読むことが大切である。

お茶ゼミの政経の授業では、論理的な思考力をつけることを最大の目標としている。論理的思考力をつけることにより必要最低限の政経の知識で早稲田レベルの問題が解けるようになる。政経を単なる暗記科目として位置づけ、秋からの学習でも十分間に合うと考えている受験生には早大の合格は難しい。この春からお茶ゼミの論理的思考力を高める政経の授業を受講し、来春に早大法学部合格の栄冠を勝ち取ろう。

大問別分析

【I】

予想配点	10/40 点	時間配分の目安	15/60 分
出題分野・テーマ	情報化社会が抱える問題		
解答形式	選択式 6、記述式 3、論述式 1		
小問別解答と難易度	※問題難易度：C 難問、B 可否を分ける問題、A 正答すべき問題、を示す 問 1 (A)A (B)A (C)A 問 2 : B 問 3 : B 問 4 : B 問 5 : C 問 6 : B 問 7 : A 問 8 : A		
お茶ゼミカリキュラム・テキストとの関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイレベル政治経済 4 月期「人権規定」 ・センター政治経済 4 月期「人権規定」 ・冬期講習「ハイレベル政治経済 I (労働・社会保障制度)」 		

●本大問の特徴・概要

情報化社会に関する基本的な問題だが、問 2～問 8（問 5 を除く）の選択肢問題はセンター試験の問題に比べると格段に論理的思考力が要求される。しっかり選択肢を読まないと誤答する可能性が大きい。また、情報化社会の問題に関しては日頃からニュースに接している受験生にとっては簡単な問題となる。早大受験者は毎日新聞に目を通すことを受験勉強の一環として行なうことが必要である。

●注目すべき小問

問 2 問題文中の「報道の弊害ないし弱点とはいえないもの」という記述に注意すれば、選択肢 4 が報道の弊害ないし弱点ではなく、むしろマスコミが第 4 の権力として発揮すべき機能であるといえる。

問 3 情報リテラシーという基本的用語が「マスコミなどにより提供される情報を批判的に受容し、情報を精査する能力」であることがわかっていれば正解を導き出せる。

問 4 プライバシーの権利に関する正確な知識がなくても推論により正解を導き出せる。選択肢 5 について、例えば前科歴のある人の前科歴は真実であり、その事実が公表されることによりプライバシーの侵害は起こりうる。

問 5 この問題を言い換えると「自己情報のコントロール権が侵害されている具体例を示しなさい。」といことになる。その際、住民基本台帳ネットワークシステムの問題や保険会社などの顧客情報の流出問題などが思い浮かべばよい。

問 6 各選択肢の衝突の構図がつかめれば簡単に解ける問題。選択肢 1 は私人 VS 私人、選択肢 2 は国 VS 私人、選択肢 3 は地方自治体 VS 私人、選択肢 4 は国 VS 私人。したがって、人権同士の衝突は 1。

【Ⅱ】

予想配点	10/40 点	時間配分の目安	15/60 分
出題分野・テーマ	グローバリゼーションが世界に及ぼす影響		
解答形式	選択式 5、記述式 4、論述式 1		
小問別解答と難易度	※問題難易度：C 難問、B 合否を分ける問題、A 正答すべき問題、を示す 問 1 (A)A (B)A (C)B 問 2 : A 問 3 : B 問 4 : C 問 5 : B 問 6 : B 問 7 : B 問 8 : B		
お茶ゼミカリキュラム・テキストとの関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイレベル政治経済 1 月期「国際経済」 ・センター政治経済 11 月期「平和主義・国際政治・国際経済」 ・冬期講習「ハイレベル政治経済Ⅱ（国際経済・国際協力）」 		

●本大問の特徴・概要

教科書レベルの基本的問題が多くを占める。この問題では、一つ一つの用語に細心の注意を払い丁寧な学習を行なっている受験生と大雑把な学習を行なっている受験生との間で点数に差が出た問題である。例えば、問 1 のタックス・ヘイブンという正解の表記や問 4 の京都議定書の各国削減数値目標が法的拘束力をもつという事柄に関してである。

●注目すべき小問

問 1 は、音に引きずられてタックス・ヘイブンとした受験生も少なからずいたと思われる。用語は細心の注意を払い覚えるようにしなければならない。

問 3 選択肢 1、ウルグアイラウンドにおいて農業の貿易自由化に関する成果はでていない。選択肢 2、反ダンピング措置やセーフガードは WTO 加盟国に認められている。選択肢 4、南北問題解決を中心的に扱うのは UNCTAD である。

問 4 京都議定書の温室効果ガス削減数値目標に法的拘束力があるという知識は受験生が見逃しがちな知識であるが、早大の政経問題ではこのような受験生が見逃しがちな部分をついてくる。お茶ゼミの授業ではこのような部分については強調して指摘をしている。

問 5 選択肢 4 は、過疎化などによる利用者の減少により採算が合わなくなった路線の廃止が増加したのであって、規制緩和の結果とはいえない。

問 7 選択肢 3 の FTA や EPA がグローバリゼーションに対抗するためのものであるという記述は少々難解ではあるが、FTA や EPA の締結にはこのような側面があることを覚えておこう。

問 8 簡単な問題である。なぜ現在の日本において労働力が不足しているのかについて述べればよい。すぐに少子・高齢化というキーワードが思いつくはずである。

【Ⅲ】

予想配点 10/40 点	時間配分の目安 15/60 分
出題分野・テーマ 投資におけるリスク	
解答形式 選択式 6、記述式 5、論述式 1	
小問別解答と難易度 ※問題難易度：C難問、B可否を分ける問題、A正答すべき問題、を示す 問1 ①A ②A ③A ④B 問2 B 問3 A 問4 (A)A (B)A (C)A (D)A (E)A 問5 C	
お茶ゼミカリキュラム・テキストとの関連 ・ハイレベル政治経済 9月期「株式会社」 ・冬期講習「ハイレベル政治経済Ⅱ（国際経済・国際協力）」	

●本大問の特徴・概要

法科大学院の適性試験でよく出題される論理的思考力を問う問題。政経の知識を問う問題は極めて基礎的である。落ち着いて考えればそう難しい内容の問題ではない。

●注目すべき小問

- 問1 ①Aが当たる確率は $\frac{3}{6}$ であるので、期待値は0.5ドル。
②Bが当たる確率は $\frac{3}{6}$ であるので、期待値は0.5ドル。
③一郎君はAの抽選を2回することができるので、当たる確率は $2 \times \frac{3}{6}$ であるので、期待値は1ドルになる。
④次郎君はAの抽選1回とBの抽選1回をすることができる。A・Bの抽選で当たる確率は同じであるので、次郎君はAの抽選を2回行った場合と同じ確率で当たる。したがって、当たる確率は $2 \times \frac{3}{6}$ であり、期待値は1ドルになる。
- 問2 リード文中3段落目の最後の文章『偶然性に左右されて損をしたり、得をしたりする可能性があるときに「リスクがある」と言われる。』に着目。選択肢3は偶然性に左右された結果ではないので不適切。
- 問3 リード文中3段落目の後半「このとき一郎君が受け取ることのできる賞金は偶然性に大きく左右されてしまうが、次郎君は偶然性に左右されることなく確実に賞金を手に入れることができる。」という文章から一目瞭然で選択肢2が正解だとわかる。
- 問4 のサブプライムローン問題は時事的なもので、出題されることは予想されていた。
- 問5 株式市場の原理と国際為替相場の原理に関する融合問題。総合的な学力が要求される良問。

【IV】

予想配点	10/40 点	時間配分の目安	15/60 分
出題分野・テーマ	消費者問題		
解答形式	選択式 4、記述式 6		
小問別解答と難易度	※問題難易度：C難問、B合否を分ける問題、A正答すべき問題、を示す 問1：B 問2：A 問3：A 問4：A 問5：A 問6：B 問7：A 問8：B 問9：B 問10：B		
お茶ゼミカリキュラム・テキストとの関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイレベル政治経済 10 月期「日本経済の諸問題Ⅱ（消費者問題）」 ・センター政治経済 12 月期「日本経済の諸問題・戦後日本経済史」 		

●本大問の特徴・概要

消費者問題に関しては今年の教育学部でも出題されている。昨年 9 月に消費者庁が設置されたことをうけての出題である。お茶ゼミの政経でも消費者問題の出題は予測していた。問題は標準的な内容であるが、選択肢問題ではやはり論理的思考力が要求されてくる。

●注目すべき小問

問 6 グリーンコンシューマーという用語が「環境に配慮した消費行動をとる消費者」という意味だという基本的なところがわかっていれば選択肢 3 が正解だとわかる。

問 7 2009 年 9 月 1 日に内閣府の外局として消費者庁が設置された。

問 8 製造物責任法は、製品の安全性にかかわる欠陥が生じて事故が起こった場合に被害者が製造会社などに対して損害賠償を求めることができるという法律である。選択肢 2 の事例では安全性にかかわる欠陥が生じていない。

問 9 選択肢 1 のマルチ商法とは、商品を販売しながら会員を勧誘するとリベートが得られるとして、どんどん会員を増やしながら商品を販売していく商法のこと。選択肢 3 のネガティブオプションとは、注文していない商品を勝手に送りつけ、その人が断らなければ買ったものとみなして代金を請求する商法のこと。

問 10 選択肢 2 は消費者契約法に関する例。消費者庁のホームページに消費者契約法の 3 つのポイントが示されている。

- (1) この法律は消費者と事業者が結んだ契約全てが対象となる。
 - (2) 契約を勧誘されている時に事業者に不適切な行為があった場合、契約を取り消せる。
 - (3) 契約書の消費者の権利を不当に害する条項は無かったことになる。
- 特に(2)がこの法律の重要なポイントでよく問題で問われる。